第3回定例会

指定管理者制度来年度から導入予定

――導入に伴う関係条例の整備に関する条例を可決――

平成十七年第三回定例会は、九月二日から二十一日間の会期で開会され、認定十八件、報告十件、議案二十八件（議員提出議案一件含む）が上程された。その主なものは、十七年度一般会計補正予算を始め、各特別会計補正予算、公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の制定など。いずれも原案のとおり可決された。

主な議案の内容

◆一般会計補正予算

補正額は、四億九千八百六十三万四千円の追加で歳入歳出予算それぞれの総額は三百一億二百三十四万六千円となりました。

歳出の主なものは、

総務費

○衆議院議員選挙費
　三千七百八十八万二千円

○基金造成費
　二億七千七百八十八万一千円

民生費

○認可保育所整備事業費
　五千五百二十八万六千円

衛生費

○水道事業会計繰出金
　七千七百万円

商工費

○官庁街通り
　イルミネーション設置事業
　三百七十万円

土木費

○樹木伐採業務委託料
　四百万円

◆十和田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の制定について

指定管理者制度を導入する場合における指定管理者の指定の手続き、その他指定管理者に公の施設の管理を適正に行わせるために必要な事項を定めるためのもの。

◆公の施設の管理に係る指定管理者制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

公の施設の管理に係る指定管理者制度の導入に伴い既存の公の施設を市が直接管理し、又は指定管理者に管理させるため、現行の関係条例三十件について所要の改正を行うもの。

◆十和田市奥入瀬ろまんパーク条例の制定について

指定管理者制度の導入に伴い、観光、物産等の情報及び余暇活動の場を提供するとともに、産業の活性化への誘導及び支援を図る施設である奥入瀬ろまんパークを一体的に管理するため、現行の関係条例八件の一元化を図るもの。

旧市町の一般・特別・企業会計決算を認定

九月十六日、二十日の両日、議員全員で構成する決算審査特別委員会が開かれ、合併前の十和田市、十和田湖町の平成十六年十二月三十一日までの九ヵ月間の一般、特別、企業会計歳入歳出の各決算を審査した。

各決算について、議員と市当局との活発な質疑・応答が行われた結果、いずれも認定すべきものと決定いたしました。

決算審査特別委員会から

◆十和田市米田地区集落総合センター条例の制定について

四和地域の農業及び農村の活性化を図る活動拠点施設としての米田地区集落総合センターの位置づけを明確にするとともに、当該センターに指定管理者制度を導入するため、現行の十和田市集会施設等条例から分離するもの。

◆十和田市立中央病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

病院経営の効率化を図るため非紹介患者初診料を設定するもの。

※他の病院又は診療所からの文書による紹介がない場合において行われる初診
　一回につき　千五百円

◆財産区議会設置条例について

これまで、合併前の十和田市、十和田湖町財産区議会設置条例を新市の条例として暫定施行していたが、財産区にそれぞれ議会を設置するため、地方自治法第二百九十五条の規定により、青森県知事より提案されたもの。財産区は次のとおり

切田・深持・大深内
奥瀬・法量・沢田

第3回定例会を傍聴する皆さん

「市議会を傍聴してみませんか」

市政と議員の活動を正しく知るよい機会です。

《第4回定例会は11月の予定です。》